

調布飛行場における事故後の取組について

調布飛行場では、航空法に基づく管理・運営を行う中で、地元市との協定・覚書に基づき、周辺住民の生活環境の保全を図るため、安全・騒音対策を講ずるとともに、飛行場の運用に一定の制限を設けるなど、独自の取組を行ってきたが、このたびの自家用機の航空機墜落事故を受け、都としてより一層の管理運営の厳格化や万全な安全対策を図るため、次の事項に取り組む。

1 都の主な取組

(1) 管理運営の一層の適正化

<従来の主な取組>

- 調布飛行場内の全ての運航者に対して、調布飛行場において遊覧飛行等の飛行が認められていないことをはじめ、協定・覚書に基づく運用制限等について周知徹底
- 空港使用届出書に、飛行目的及び操縦者・搭乗者の氏名を記入（本人確認は操縦者のみ実施）
- 各年度の使用航空機登録の際に、協定に基づく都の指示等の遵守を宣誓 など

<改善・強化した主な取組>

- ① 飛行実態と合った目的が記載されるよう空港使用届出書の様式の改善による飛行目的の明確化
- ② 自家用機の飛行場使用に当たり事前登録した操縦者、搭乗者の本人確認を含む飛行目的の確認の徹底及び飛行目的に合った搭乗者の制限
- ③ 自家用機の操縦者は、空港使用の度に、出発前確認と同時に、遊覧飛行等を行わない旨宣誓・署名
- ④ 自家用機の最大限の削減を図るため、移転先として都営大島空港の施設整備を進めるとともに、「調布飛行場分散移転推進検討会」を設置・開催し、他空港への移転を継続的に働きかけ
- ⑤ 調布飛行場を利用する航空機の飛行の予定や実績などの情報提供を実施

(2) 安全対策の強化

<従来の主な取組>

- 調布飛行場で毎月開催する運航担当者会議や定期的で開催する安全啓発講習会により、調布飛行場の運航者等の安全意識を啓発
- 各航空機の機長が、航空機の整備状況や離陸重量等について、出発前に確認。加えて事業用機は、運航管理者、整備士等を配置し、点検・整備を実施 など

<改善・強化した主な取組>

- ① 機長、整備士、運航管理者等の安全講習会等の受講を義務化
- ② 自家用機の機長による出発前確認の徹底と新たに配置した航空機専門員による二重チェック
- ③ 滑走路の運用に関する調布ルールを導入
- ④ 滑走路を最大限に利用するための改良工事を実施

(3) 万が一の事故発生の際の対応・被害者支援の仕組みの構築

<従来 of 主な取組>

- 調布飛行場内において事故等が発生した場合を想定し、消火救難訓練、緊急連絡訓練等を実施
- 事故等発生時の緊急連絡体制の構築（地元市への情報提供含む） など

<改善・強化した主な取組>

- ① 都営空港を離着陸する航空機が都内に墜落した際、住宅に被害を受けた住民に対して住宅の建替えなどに必要な資金を再調達価額まで速やかに支給する生活再建支援制度を構築
- ② 自家用機所有者等に対し、航空機保険の第三者賠償責任保険の加入を義務化
- ③ 「緊急時対応責任者」の設置及び責務の明確化
- ④ 「調布飛行場航空機事故等対応マニュアル」の策定・運用

2 取組の実効性確保

<従来 of 主な取組>

- 調布飛行場の運用や安全性について、空港保安管理規程を策定・運用し、3年ごとに国土交通省の定期検査を受検 など

<改善・強化した主な取組>

- 調布飛行場に係る管理運営業務の適正の確保及び航空機の運航の安全性の向上に寄与することを目的として、第三者による外部監査等を毎年度実施

航空機墜落事故を風化させることなく、今後も不断の改善・強化に取り組み、万全な安全対策及び厳格な管理運営を徹底